

平成 23 年 7 月 25 日

会 員 各 位

社団法人 長崎県建設業協会

会 長 谷 村 隆 三

〔 公 印 省 略 〕

不当要求(クレーム対応近隣対策編)について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、不当要求への対応につきましては、平成 23 年 7 月 20 日付け長建協発第 179 号にて、不当要求(クレーム対応基本編)についてを掲載いたしましたが、今般、新たに『クレーム対応近隣対策編』を掲載いたしましたのでお知らせいたします。